

資源有効利用促進法省令の一部改正に関する特記事項

○対象工事

再生資源利用計画

①土砂：500m³以上、②碎石：500t以上、③加熱A-s混合物：200t以上、のいずれかを搬入する工事

再生資源利用促進計画

①土砂：500m³以上、②Co塊・As塊・建設発生木材：合計200t以上、のいずれかを搬出する工事

第1条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。（【参考】（2）参照）

第2条 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。（別添 様式1）

第3条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。（【参考】（2）参照）

第4条 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。（別添 様式2、確認結果票作成に当たっての解説参照）

第5条 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第3条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第4条再生資源利用促進計画を作成するまでの確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

第6条 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存（工事の完了日から5年間）すること。また、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。（**別添 様式1**）

【参考】

（1）建設発生土の搬出先計画制度（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

（2）再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版

（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm